

知的財産戦略について

平成18年5月23日

総合科学技術会議

目次

はじめに	2
. 大学等の知的財産管理の充実	4
1 . 国際的な特許出願を支援する	4
2 . 知的財産の適正な管理を支援する	5
3 . 特許料等の減免措置を改正する	5
4 . 大学等に対する弁理士の支援活動を促す	6
. 優れた知的財産創出のための特許情報等の整備	7
1 . 特許情報等の活用のためのシステム等を整備する	7
2 . 研究における知的財産権の使用を円滑化する	9
3 . 先端技術分野における知的財産問題に取り組む	9
4 . コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する	10
. 大学等の知的財産の活用の促進	11
1 . 大学知的財産本部・TLOを強化する	11
2 . 国際的な共同研究契約のための取組を強化する	12
3 . 共同研究契約の柔軟性と迅速性を確保する	12
4 . 共同研究における学生の位置付けを明確化する	13
5 . 利益相反マネジメントを強化する	13
6 . ライセンス対価としての株式取得・売却ルールを整備する	14
7 . 紛争処理体制を整備する	14
. 知的財産関連人材の育成・確保	15
1 . 国際的な知的財産専門人材を育成する	16
2 . 知的財産に関する体系的な教育を促進する	16
3 . 産学連携によるインターンシップを推進する	16
4 . TLOの人材を育成する	17
5 . 知的財産情報を活用できる人材を育成する	17
6 . コンテンツ等の融合分野の人材を育成する	18
7 . 知的財産関係の人材ネットワークを広げる	18
8 . 弁理士試験制度を見直す	18

はじめに

総合科学技術会議では、平成14年に知的財産戦略専門調査会を設置して以来、科学技術政策の観点から知的財産戦略に関する必要な取組みを検討し、毎年「知的財産戦略について」をとりまとめて意見具申を行ってきた。これらの取組は、第2期科学技術基本計画において示された知的財産に関する取組の方針、すなわち、大学等における特許等の機関帰属原則をはじめとした知的財産管理体制の支援、技術移転機関の活用促進、先端技術分野における知的財産権制度の充実、標準化への積極的対応などに基づき、それを具体的に推進したものである。

また、これらの取組は、平成14年7月の「知的財産戦略大綱」や、その後同年12月に公布された「知的財産基本法」に基づき知的財産戦略本部が策定する各年の「知的財産推進計画」に反映され、知的財産に関する国家的な取組が進められてきた。

こうした取組に基づき、大学では知的財産に関する創出・管理・活用のための体制として知的財産本部が設置され、知的財産に関するルールが整備され、また、大学からの特許出願件数も増加するなど、大学等における知的財産活動は着実に進展してきた。

本年3月28日に決定された第3期科学技術基本計画においては、こうした知的財産に関する体制やルール等の整備を前提に、知的財産の創造、保護、活用に関し、大学知的財産本部やTLOの活性化と連携強化、知的財産による地域の振興、知的財産に係る人材の養成などの施策を推進していくことが示されており、知的財産を有効に活用し、イノベーションの創出につなげていくことが重要な課題となっている。

このため、総合科学技術会議では、科学技術の振興と発展の観点から、知的財産戦略専門調査会において、大学等の知的財産の活用

や知的財産の管理のための取組、知的財産による地域の振興と人材の育成等に関し、計5回にわたり集中的な検討を行った。

大学等の知的財産の管理や活用等に関しては、大学等の基本特許につながる重要な発明を国際的に権利取得していくための戦略的な取組や研究における特許情報の活用が重要であり、知的財産を社会において活用していくためには、大学知的財産本部やTLOの連携や機能強化等が必要である。

知的財産による人材の育成や地域の振興に関しては、大学と地域の連携のための知的財産人材の活用を進めるとともに、国際的な産学官連携や海外での権利取得や活用のための施策を推進するために国際的な知的財産専門人材等の育成が極めて重要である。なお、大学と地域の連携の検討において、地方財政再建促進特別措置法の運用緩和を要請する意見が複数あったことを付言しておく。

こうした検討の結果を踏まえて、総合科学技術会議は、下記～に掲げる課題について、具体的施策を次のとおり提言する。

- ・ 大学等の知的財産管理の充実
- ・ 優れた知的財産創出のための特許情報等の整備
- ・ 大学等の知的財産の活用の促進
- ・ 知的財産関連人材の育成・確保

総合科学技術会議としては、今回の提言が知的財産戦略本部による知的財産推進計画に反映されることを期待するとともに、関係府省が提言の実現に向けて一丸となって取り組むことを要請する。

・大学等の知的財産管理の充実

(基本認識)

大学では、知的財産本部の設立当初は、研究者の知的財産に対する認識を高めることに重点をおき、学内での発明提案をできる限り特許出願する方向で対応し、その結果として大学からの特許出願件数は毎年伸びてきたが、これらの大学からの特許出願の多くは国内出願にとどまり、国際的に権利を取得するものは限られている。

大学による研究成果には、長期間を経た後に実用化され、将来的に基本特許につながる可能性があるものが含まれている。こうした優れた発明を多くの発明提案の中から選別して、国際的な権利取得につなげていくことが大きな課題となっている。

このため、大学には、「件数」のみに偏らず「質の重視」を念頭に、基本特許につながる重要な発明を国際的に権利取得していくという、本格的な知的財産戦略が求められており、そのための知的財産管理の充実が必要である。

こうした認識に基づき、大学等の優れた知的財産を適切に管理していくため、以下の施策を講ずることとする。

1 . 国際的な特許出願を支援する

優れた知的財産を国際的に保護し、我が国の国際競争力強化や技術流出防止のため、平成18年度も引き続き、科学技術振興機構（JST）等による大学やTLOに対する海外特許出願経費の支援を充実する。なお、JSTが支援する出願を選定するにあたっては、JSTによる調査に加え、申請する大学等も出願する発明の特許性の事前調査を行うよう促す。（文部科学省、経済産業省）

2 . 知的財産の適正な管理を支援する

大学が、特許出願時や審査請求時に発明を適正に評価し選別することにより、知的財産の適正な管理を行う参考とするため、平成18年度中に、大学での実務の現状を調査し、解決すべき課題や優れた実務の事例について公表する。(文部科学省、経済産業省)

大学の知的財産担当者の管理能力向上のため、大学知的財産本部で得られたノウハウの普及や目利き人材育成の支援を引き続き行うとともに、平成18年度は、大学知的財産本部が未整備の大学に派遣する知的財産専門家の業務に、先行技術調査、発明の評価、権利化、ライセンス活動等を取りまとめた知的財産管理マニュアル等を用いた指導を含める。(文部科学省、経済産業省)

大学や企業における研究を特許出願の動向を踏まえて戦略的に行うため、平成18年度は、科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査において、関連する技術分野の大学研究者等のニーズを把握して調査を行い、その成果物を広く周知し利用促進を図る。(経済産業省)

大学における研究テーマの選定や研究活動において、パテントマップを有効に活用し、研究開発を効率的、戦略的に進めるため、平成18年度中に、民間企業や大学が作成したパテントマップの事例やパテントマップ作成のノウハウ等を整理して大学に提供する。(経済産業省)

3 . 特許料等の減免措置を改正する

大学等に対する特許料等の減免措置に関し、発明者にポストドクター、大学院生・学生、他大学等の研究者が含まれる場合や、T

LOから大学へ権利移転する場合などについて減免を可能とするため、平成19年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。(経済産業省)

4. 大学等に対する弁理士の支援活動を促す

平成18年度は、地域の中小企業や大学からの特許出願ニーズ等に適切に対応できる弁理士情報を、都道府県に設けた地域窓口を通じて提供する日本弁理士会の取組みを奨励する。(経済産業省)

大学の知的財産担当者、教職員などの実務能力を向上させるため、平成18年度以降も、各地の大学における知的財産の制度整備や出願・契約・紛争に関する相談等、日本弁理士会による自主的な支援活動を促す。(経済産業省)

平成18年度中に、大学からの出願等の代理の授権に伴い生じるコンフリクト等の問題について、会員の認識を深めるため、日本弁理士会による研修を促し、弁理士側の適切な対応を図る。(経済産業省)

・優れた知的財産創出のための特許情報等の整備

(基本認識)

大学や企業の研究者にとって、特許情報は、論文情報と並ぶ有益な技術情報であり、研究の効率を高め重複研究を防止するとともに、紛争の未然防止にもつながる重要な情報である。こうした特許情報を研究開発に最大限活用するため、国が保有する全ての特許情報やその検索ツールを公共財と位置付け、迅速かつ利便性の高い形で研究者に提供して行く必要がある。このため、特許情報へのアクセスの改善や論文情報と特許情報を統合して検索するシステム等の整備を進める。

また、優れた知的財産を創出し、その管理と活用を図っていくためには、先端技術分野等において知的財産制度が適切に機能し、その運用が円滑に行われることが重要である。

このため、大学等の研究における知的財産権の使用の円滑化のためのルール整備等を推進するとともに、リサーチツールに係る特許の使用の円滑化や先端技術の特許保護のあり方等について課題が指摘されるライフサイエンス分野において、知的財産に関する諸問題に取り組む必要がある。

こうした認識に基づき、大学等の研究における特許情報の活用や知的財産権の円滑な使用等を図るため、以下の施策を講ずることとする。

1 . 特許情報等の活用のためのシステム等を整備する

大学等における研究において特許情報は論文情報と共に重要であり、また、特許情報は広く公開され科学技術の進展に寄与する

という公共財の性格を有している。このため、大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできるシステム（公報データに不変のアドレスが付与されたシステム）を早急に開発し、これを受けて、平成18年度中に、大学等における運用を開始するとともに、その普及を促す。また、このシステムの運用を踏まえ、論文情報と特許情報とを統合した検索システムについて改善を図る。（文部科学省、経済産業省）

特許情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館に関し、平成18年度中に、迅速なアクセスを確保するための改善を行うとともに、特許公報のテキスト検索のために必要となる検索項目の増加等により、検索機能を強化する。（経済産業省）

外国特許文献の提供機能を強化するため、平成18年度から特許電子図書館で国内特許公報と外国特許公報を同時に検索する機能を追加する。（経済産業省）

大学による特許情報の活用を促進するため、平成18年度中に、特許情報データベースを用いて、学生や研究者による特許情報の利用を進めている大学の取組を、先進的な事例として広く大学等に周知する。（文部科学省、経済産業省）

研究に係るデータベースの整備は、知的財産の創出に向けた質が高く効率的な研究のためにも重要である。ライフサイエンス分野においては、平成19年度末までにライフサイエンス分野におけるデータベースの統合化に向けた制度設計等を行うため、平成18年度も引き続き、総合科学技術会議の下で、ライフサイエンス分野のデータベースに関する調査研究を行う。（総合科学技術会議、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

2 . 研究における知的財産権の使用を円滑化する

研究における知的財産権の使用の円滑化を図るため、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月)の基本的な考え方を、平成18年度中に、大学等に対し広く周知し、大学等の研究の場において適切な運用が行われるよう、その普及に努めるものとする。また、必要に応じて研究ライセンスのための簡便な書式のモデル例や先行事例集を作成し公表する。(総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、関係府省)

上記指針に関する大学等における取組の進捗に応じて、平成18年度以降、大学等における研究ライセンスに関するポリシーや規程の整備状況、研究ライセンスの利用や管理の状況について調査し、総合科学技術会議に報告する。(総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、関係府省)

3 . 先端技術分野における知的財産問題に取り組む

汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物やスクリーニング方法等のリサーチツール特許に関する使用の円滑化、先端技術に関する特許制度による保護および運用のあり方、技術移転等のための知的財産人材の確保など、ライフサイエンス分野が抱える知的財産の諸問題について、平成18年度中に、総合科学技術会議の下で、国際的な議論の動向等を踏まえて幅広い観点から検討し、必要な措置を講ずる。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

4 . コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する

デザインやコンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野における知的創造活動を促進するため、平成18年度も引き続き、工学系と芸術系などの連携の下での基盤的な研究開発を支援する。(文部科学省)

・大学等の知的財産の活用の促進

(基本認識)

これまでの取組により、大学の知的財産本部やTLOでは、知的財産権の機関一元管理を原則とした体制整備や、知的財産ポリシーをはじめとするルール整備が相当程度進められてきた。今後は、こうしたルール整備のもと、知的財産活動が実効あるものとして機能するために、引き続き、共同研究契約や利益相反等に関する運用面での改善や必要なルール整備を着実に進めていく必要がある。

さらに、こうした国内での取組に加え、今後は、知的財産を活用して、国際的な受託研究や共同研究などの産学官連携を推進していくことが重要な課題である。そのためには、海外企業との交渉や契約に対応できる体制や知的財産専門人材の育成・確保が不可欠であり、大学知的財産本部の国際機能の強化やTLOとの連携強化等を推進していくことが極めて重要である。

こうした認識に基づき、大学等の知的財産の活用を促進するため、以下の施策を講ずることとする。

1 . 大学知的財産本部・TLOを強化する

我が国の国際競争力の強化を図るためには、直ちに実用化の目処はなくとも将来有望となる可能性の高い大学発の基本発明を、大学自らの判断で国際的に権利取得・活用することが不可欠である。このため、平成18年度以降、こうした貢献が期待されるモデルとなる大学知的財産本部に対し、知的財産専門人材の育成・確保などの国際機能の強化を図り、知的財産の戦略的な権利取得・活用に必要な取組を推進する（文部科学省）

平成18年度も引き続き、大学知的財産本部、TLOの活動業績に関してフォローアップを行う。産学官連携の推進活動に係る連携体制の評価については、企業、大学双方の幅広い関係者の意見を聞いて行う。(文部科学省、経済産業省)

平成18年度中に、大学知的財産本部とTLOとの多様な連携の形態を踏まえ、業務に関する評価・分析を行い、両者の一本化や一層の連携強化を含めた総合的かつ効果的な体制整備について検討し、公表する。また、各大学及びTLOが、それを参考に自らに最適な技術移転体制の構築に向けた検討を行うよう促す。(文部科学省、経済産業省)

2 . 国際的な共同研究契約等のための取組を強化する

平成18年度中に、大学と海外企業との間での国際的な共同研究契約等において生じる問題などの留意事項について、国内企業や海外大学が関係する場合も含め、調査を行い公表する。また、18年度以降、こうした国際的な契約等に対応するとともに海外への情報発信を強化し、大学による海外企業からの受託研究や共同研究を推進するための体制整備を進める。(文部科学省)

本格的な産学官連携へと深化するため、平成18年度より、シーズの発掘から産学の共同研究につなげる研究事業等において、産学双方が研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立った計画的な目標設定を行うなど、企業との共同研究を組織的・戦略的に行う取組を推進する。(文部科学省)

3 . 共同研究契約の柔軟性と迅速性を確保する

共同研究や委託研究を円滑に推進し、研究成果の有効な活用が図

られるよう、平成18年度中に、共有に係る特許について定めた特許法73条の運用実態を含め、共有特許のライセンスの現状や課題について調査する。(経済産業省)

産学間での共同研究における契約内容や契約実務における運用をより柔軟かつ迅速に行うため、平成18年度中に、契約交渉の事例を整理して、分野別の契約モデルを作成し、それぞれの契約モデルの留意事項を含んだ研修の充実やその普及を図る。(文部科学省、経済産業省)

平成18年度中に、大学技術移転協議会と日本知的財産協会の協力を得て、共同研究における契約の柔軟化、迅速化をすすめるため、産学関係者による議論の場を提供するとともに、そこで得られた知見の普及に努める。(文部科学省、経済産業省)

4 . 共同研究における学生の位置付けを明確化する

産学の共同研究等に参画するポストドクターや学生の位置付けの明確化を進めるため、平成18年度中に、共同研究等におけるポストドクターや学生による発明の権利の帰属や守秘義務等に関する大学の規則等の整備状況やその運用実態について調査を行い、公表する。(文部科学省)

5 . 利益相反マネージメントを強化する

大学の利益相反ポリシーや規程等の整備と、その確実な運用を図るため、平成18年度中に、各大学の規程の整備状況及びマネージメントの運用状況について調査を行い、公表する。(文部科学省)

医学分野における利益相反マネジメントの判断基準を明確化するために、平成18年度中に、平成18年2月に公表した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」の周知を図る。また、それを受けて得られた利益相反マネジメントに関する具体的なノウハウ等についての事例研究を行い、その結果を周知し、大学等における利益相反ポリシーやマネジメント体制の整備を促す。(文部科学省)

6. ライセンス対価としての株式取得・売却ルールを整備する

国立大学法人の保有する技術の移転を促進するため、平成17年3月に作成した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄付及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(通知)」を引き続き大学等に周知する。また、平成18年度は、大学における株式やストックオプションの取得に関する学内規則の策定を促すとともに、株式等の取得から売却までの一連の行為を円滑に行うためのガイドライン作成のための調査研究を行い、公表する。(文部科学省)

7. 紛争処理体制を整備する

大学等が知的財産権に関する紛争を未然に防止し、紛争が生じた場合に円滑に解決するため、弁護士や弁理士など専門家への相談体制の整備等の法務機能強化を促すとともに、平成18年度中に、科学技術振興機構(JST)に紛争解決相談窓口を設置し、その存在を大学等に広く周知する。(文部科学省)

・ 知的財産関連人材の育成・確保

(基本認識)

大学や企業において創出された優れた知的財産を社会において活用していくためには、国際的なビジネス感覚を持ち、先端技術に詳しく、知的財産の専門知識を修得した人材の育成・確保が不可欠である。

とりわけ、大学等が、国内のみならず国際的な産学官連携や共同研究を念頭におき、知的財産権を国際的に取得し活用していくためには、大学知的財産本部やTLOにおいて、国際的な知的財産専門人材を確保していく必要があり、そのための育成策を推進することが極めて重要となっている。

また、知的財産に関連する人材は、知的財産を活用した地域の振興や大学と地域の連携等においても必要とされている。

こうした人材を育成し社会に供給していくためには、大学における知的財産教育の充実が不可欠であり、学部の段階で理系人材等が知的財産の基礎知識を習得する機会を広く提供するとともに、知的財産専門職大学院をはじめ様々な大学において、知的財産専門人材を育成するための体系的な教育プログラムが充実することが望ましい。

また、知的財産権訴訟等のような技術的、専門的知見を要する事件への対応のためには、法科大学院において、理系人材等多様なバックグラウンドを有する人材の受け入れや知的財産科目の充実が重要であり、引き続き、法科大学院における自主的な取組を促す必要がある。

こうした認識に基づき、知的財産関連人材を育成し確保するため、以下の施策を講ずることとする。

1 . 国際的な知的財産専門人材を育成する

知的財産を活用して国際的な産学官連携や企業の事業展開を進めるため、平成18年度から、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、国際的に通用する知的財産専門人材の育成、確保に取り組む。特に、平成18年度以降、海外研修等を通じ大学知的財産本部において国際的に通用する知的財産専門人材を育成・確保するために必要な取組を推進する。(文部科学省、経済産業省、関係府省)

2 . 知的財産に関する体系的な教育を促進する

平成18年度も引き続き、知的財産専門職大学院において、企業における知的財産担当者も含め、広く知的財産に携わる専門家を目指す者に対する体系的な教育プログラムを施し、知的財産ビジネスを多方面で支援できる知的財産専門家の育成を促す。また、知的財産専門職大学院に限らず、こうした教育プログラムを有する法科大学院や知的財産関連の大学院等の自主的な取組を促す。(文部科学省)

平成18年度も引き続き、医学・歯学・薬学を含め広く理系等の学生に対して、学部の段階で、知的財産の基礎について学ぶ機会をつくるよう促す。(文部科学省)

3 . 産学連携によるインターンシップを推進する

産学の連携により、企業現場等の実践的環境を活用したインターンシップを推進する。平成17年度から実施している大学院段階での長期インターンシップの推進に関する事業の対象を平成18年度から博士(後期)課程にも拡充し、大学等における人材育

成機能の充実・強化を図る。(文部科学省)

ポストドクターや学生が知的財産に関心を持ち、知的財産専門人材を目指す機会を与えるため、平成18年度から、日本弁理士会の協力を得て、特許事務所による自主的なインターンシップの受け入れを促す。(経済産業省)

4. TLOの人材を育成する

TLOの知的財産人材のライセンス交渉能力等を向上するため、平成18年度中に、スーパーTLOによる知的財産人材の育成について分析を行い、その結果をもとに、スーパーTLOを通じた知的財産人材の育成のための効果的な施策を充実する。(経済産業省)

TLOの知的財産人材の育成のための研修について、平成18年度中に、育成対象者の経歴や他の研修の受講経験等も考慮し、多様な人材育成プログラムの提供を支援する。(経済産業省)

5. 知的財産情報を活用できる人材を育成する

大学研究者等により特許情報が効率的かつ効果的に活用できるよう、特許庁審査官が有する検索ノウハウをベースにした実践的な検索実務に関する研修を、平成18年度から大学研究者等を対象に実施する。(経済産業省)

知的財産マネジメントを学ぶ学生が、教育の一幹として、知的財産マッピングを体験できる安くて使いやすいソフトを開発して大学に提供する。(経済産業省)

6 . コンテンツ等の融合分野の人材を育成する

コンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野において、国際性や知的財産の知識を持つ人材は重要であり、平成18年度も、こうした点も踏まえ、デジタル技術を背景とする論理的思考能力と芸術的な表現能力を兼ね備えた人材育成の取組を支援する。(文部科学省)

7 . 知的財産関係の人材ネットワークを広げる

大学の知的財産活動を充実するため、平成18年度は、技術移転等を一層効果的に進めるために、知的財産に関する人材ネットワークを構築し活用する大学・TLOの自主的な取組を奨励する。(文部科学省、経済産業省)

平成18年度中に、大学等を拠点として地域の大学・中小企業・地方公共団体等が連携したネットワークの形成を図るため、地域の知の拠点再生の観点等からのコーディネータの活用など大学と地域との連携に取り組む。(文部科学省)

8 . 弁理士試験制度を見直す

技術系の優れた人材が、知的財産の専門家を目指すインセンティブを高めるため、平成18年度中に、知的財産関連の大学院の学生に対しての弁理士試験科目の一部免除の是非を含めて、弁理士試験制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。(経済産業省)

知的財産戦略専門調査会名簿

(議員)

会長	阿部 博之	総合科学技術会議議員
	薬師寺泰蔵	同
	岸本 忠三	同
	柘植 綾夫	同
	黒田 玲子	同
	庄山 悦彦	同
	原山 優子	同
	黒川 清	同

(専門委員)

秋元 浩	武田薬品工業株式会社常務取締役
荒井 寿光	内閣官房知的財産戦略推進事務局長
飯田 昭夫	弁理士 いいだ特許事務所所長
稲蔭 正彦	慶應義塾大学環境情報学部教授、 メディア・スタジオ株式会社代表取締役
井上由里子	神戸大学法学研究科教授
澤井 敬史	N T T アドバンステクノロジー株式会社知的財産事業本部長
竹岡八重子	弁護士 センチュリー法律事務所
野間口 有	三菱電機株式会社取締役会長
平田 正	協和発酵工業株式会社相談役
本田 圭子	株式会社東京大学TLO取締役
松重 和美	京都大学副学長、国際イノベーション機構長、 工学研究科教授
三原 秀子	株式会社帝人知的財産センター代表取締役社長
森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授、 アンジェスエムジー株式会社取締役
横山 浩	独立行政法人産業技術総合研究所ナノテクノロジー研究部 門長
渡部 俊也	東京大学国際産学共同研究センター教授、 日本知財学会事務局長